

IFAC-IPSASB会議報告

(2012年9月17日－9月20日 －米国・ノーウォークにて)

※ IFAC・IPSASB：国際会計士連盟・国際公会計基準審議会

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
概念フレームワーク		
－第1フェーズ	ED「概念フレームワーク：役割、権限及び範囲、目的及び利用者、質的特徴、並びに、報告主体」を承認（2010年12月発行、コメント期限2011年6月）。フレームワーク案のレビューを完了	2012年12月の会議で承認し、他のフェーズに先行して公表することを決定
－第2フェーズ	CP「概念フレームワーク：財務諸表における構成要素及び認識」を承認（2010年12月発行、コメント期限2011年6月）	ED「財務諸表における構成要素及び認識」を承認（2012年11月発行、コメント期限2013年4月）
－第3フェーズ	CP「概念フレームワーク：財務諸表における資産及び負債の測定」を承認（2010年12月発行、コメント期限2011年6月）	ED「財務諸表における資産及び負債の測定」を承認（2012年11月発行、コメント期限2013年4月）
－第4フェーズ	CP「概念フレームワーク：一般目的財務報告における表示」を承認（2012年1月発行、コメント期限2012年5月）	CPに関するコメントについて検討
公的主体の長期財政持続可能性に関する報告	ED46号「RPGの提案～公的主体の長期財政持続可能性に関する報告」を承認（2011年10月発行、コメント期限2012年2月）	EDに対するコメントについて詳細レビュー
財務諸表の討議と分析	ED47号「財務諸表の討議と分析」を承認（2012年3月発行、コメント期限2012年7月）	EDに対するコメントについて詳細レビュー
サービス業績情報の報告	CP「サービス業績情報の報告」を承認（2011年10月発行、コメント期限2012年4月）	CPに対するコメントについて詳細レビュー
公的セクターの結合	CP「公的セクターの結合」を承認（2012年6月発行、コメント期限2012年10月）	今回は討議されていない
IPSASとGFS（政府財政統計）報告ガイドライン	CP「IPSASとGFS報告ガイドライン」の構成・方向性・コンサルテーションする項目などを大筋で合意	CP「IPSASとGFS報告ガイドライン」を承認（2012年10月発行、コメント期限2013年3月）
発生主義IPSASの初度適用	EDの構成、比較情報・経過措置の取扱いについて討議	比較情報の取扱いと具体的なIPSAS 1号から18号の経過措置の取扱いについて討議
IPSAS 6号から8号の改訂	IASBのプロジェクトとの関係などを討議	支配の定義に関する財務報告基準と統計基準の比較と、IFRS10号「連結財務諸表」をベースとした公開草案について討議

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard)：国際公会計基準、ED (Exposure Draft)：公開草案、CP (Consultation Paper)：コンサルテーション・ペーパー、RPG (Recommended Practice Guideline)：推薦実務ガイドライン

1 今回の会議の概要

2012年第3回目の国際公会計基準審議会（IPSASB）の会議は、2012年9月17日から20日までの4日間にわたり、米国のノーウォークで開催された。

今回の会議には、フランスのメンバーを除く17名のメンバーが出席し、テクニカル・アドバイザー（TA）、オブザーバー、事務局の約40名が会議に参加した。

次回の会議は、2012年12月3日から4日間にわたって、米国のニューヨークで開催される予定である。

2 概念フレームワーク

本プロジェクトは、公的セクターの主体に適用される概念フレームワークを作成するものであり、IPSASBの2010年～2012年の戦略計画において、最優先プロジェクトとして取り組むこととされている。今回の会議では、第1フェーズから第4フェーズについて、以下のとおり討議した。

(1) 第1フェーズ

第1フェーズは4章からなり、①概念フレームワークの役割、権限及び財務報告の範囲、②財務報告の目的及び利用者、③財務報告の質的特徴、④報告主体を扱う。概念フレームワーク公開草案第1号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク：役割、権限及び範囲、目的及び利用者、質的特徴、並びに、報告主体」を2010年12月に公表し、2011年6月を期限としてコメントを募集した。

前々回（2012年3月）の会議にお

いてフレームワーク案のレビューを完了している。IPSASBはこれまで、第1フェーズから第4フェーズまでをまとめて概念フレームワークとして公表することを検討していた。しかし、第1フェーズのうち、財務報告の目的と質的特徴が、サービス業績報告や公共財政長期持続可能性報告などIPSASBが取り組んでいる多くのプロジェクトの開発において非常に重要になってきているため、概念フレームワークのうち第1フェーズを次回の会議で承認し、他のフェーズに先行して公表することを決定した。

(2) 第2フェーズ

第2フェーズは、一般目的財務諸表（General Purpose Financial Statements：GPFSs）の構成要素と認識を扱う。2010年12月にCP「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク：財務諸表における構成要素及び認識」を公表し、2011年6月を期限としてコメントを募集した。

前回（2012年6月）の会議では、繰延インフロー（deferred inflows）・アウトフロー（deferred outflows）、義務の強制力（enforceability）と認識の位置付けについて討議したが、今回の会議では引き続き、繰延インフロー・アウトフローについて検討し、公開草案「財務諸表における構成要素及び認識」の公表を承認した（2012年11月発行、コメント期限2013年4月）。繰延インフローとは、例えば、他の公的セクターから補助金を使用期限付きでもらった場合に、入金時に収益計上するのではなく、使用期限まで貸借対照表に計上・繰り延べ、順次、収益計上するもので

ある。主な討議内容と決定事項は、以下のとおりである。

- 負債を生じさせる債務のうち、法的債務以外について用語が問題となっていたが、「推定的債務 (constructive obligation)」ではなく、「法律に基づかない債務 (non-legal binding obligation)」とすることで合意した。
- 繰延インフローと繰延アウトフローを構成要素とし、その範囲が資源が特定の将来の報告期間に使用される非交換取引に限定することで合意した。
- 繰延インフローと繰延アウトフローを構成要素とした結果、残余価値 (residual amount) を純資産ではなく純財政状態 (net financial position) と定義し、収益と費用の定義についても繰延インフローと繰延アウトフローの関連で修正した。

(3) 第3フェーズ

第3フェーズは、一般目的財務諸表の測定を扱う。2010年12月にCP「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク：財務諸表における資産及び負債の測定」を公表し、2011年6月を期限としてコメントを募集した。

前回の会議では、公開草案の初稿についてレビューし、内容の多くについて暫定的に合意したが、今回の会議では、特に公正価値 (fair value) モデルと剥奪価値 (deprival value) モデルの位置付けについて検討し、公開草案「財務諸表における資産及び負債の測定」の公表を承認した (2012年11月発行、コメント期限2013年4月)。主な討議内容と決定事項は、以下のとおりである。

- 市場価値と公正価値の両方を測定基礎とはせず、「現在測定基礎」 (Current Measurement Bases) として市場価値、再調達価額、純売却価額、使用価値を取り扱うこととした。
- 公正価値モデルは活発な市場が存在しない場合に市場価値を推定する方法として、剥奪価値モデルは主に業務を遂行する目的で保有している資産における現在測定基礎を選択する方法として位置付けることとした。

(4) 第4フェーズ

第4フェーズは、一般目的財務報告 (General Purpose Financial Reports : GPFRs) の表示及び開示を扱う。2012年1月にCP「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク：一般目的財務報告における表示」を公表し、2012年5月を期限としてコメントを募集した。

今回の会議では、初めてCPに対するコメントの分析を行った。主な討議内容と決定事項は、以下のとおりである。

- 引き続き、一般目的財務諸表に限定せず一般目的財務報告の表示概念を開発するが、コメントを受けて一般目的財務諸表についてもより深く検討することとした。
- 表示 (presentation)、図示 (display)、開示 (disclosure) の概念は引き続き公開草案に含めるが、中核情報 (core information) と支援情報 (supporting information) の概念は公開草案に含めないこととした。
- その代わりに、理解可能性と情報の位置が誤解を与えないかという観点で、図示か開示のどちらの

情報提供が適切であるかについて記述することとした。

- 引き続き、(a)表示の目的を特定するために利用者のニーズに焦点を当て、(b)表示上の意思決定をするために質的特徴を適用し、(c)表示の概念を区分するアプローチを継続することに合意した。

今回の会議では、公開草案の初稿を討議する予定である。

3 公的主体の長期財政持続可能性に関する報告

本プロジェクトは、予測されるアウトフローとインフローの両方を含む、政府のプログラムの長期財政持続可能性に関する報告と開示に関するフレームワークを構築するプロジェクトである。2011年10月に公開草案「RPGの提案～公的主体の長期財政持続可能性に関する報告」を公表し、2012年2月を期限としてコメントを募集した。

前回の会議では、公開草案に対するコメントについて概観し、今回の会議ではコメントを詳細にレビューした。主な討議内容と決定事項は以下のとおりである。

- 予測 (projection) のみをガイドラインの対象として、予測の定義を明確にし、予算や予想 (forecast) との関連を明確にすることに合意した。
- 長期財政持続可能性 (LTFS) 情報は財務報告の目的や利用者のニーズを反映すべきであることと、記載事項を満たすと同時に、文書による説明を含めるとより有用であることを記述することとした。

今回の会議では、RPGの初稿を討議する予定である。

4 財務諸表の討議と分析

本プロジェクトは、財務諸表の討議と分析に関して強制適用されるガイダンスを開発するものである。2012年3月に公開草案「財務諸表の討議と分析」を公表し、2012年7月を期限としてコメントを募集した。

今回の会議で初めて公開草案に対するコメントをレビューした。主な討議内容と決定事項は、以下のとおりである。

- IPSASに準拠して財務諸表を作成する主体に対して適用を強制することについて、公開草案に対するコメントでは賛否両論あったが、IPSASBは提案どおり適用を強制することに暫定的に合意した。
- コメントの一部にあった財務諸表の討議と分析に予測情報を含めるべきという指摘には同意しなかった。
- 財務諸表の討議と分析に監査や他の保証を必要とするかについてはIPSASに盛り込むことに暫定的に合意した。

次の会議では、基準の初稿を討議する予定である。

5 サービス業績情報の報告

このプロジェクトでは、政府が提供するプログラムやサービスに関する業績の情報に関する報告について取り扱う。米国の政府会計基準審議会（GASB）のスタッフがこのプロジェクトを担当している。2011年10月にCP「サービス業績情報の報告」を公表し、2012年4月を期限としてコメントを募集した。今回の会議で

初めてCPに対するコメントをレビューした。主な討議内容と決定事項は、以下のとおりである。

- 説明責任目的と意思決定目的に合うようにサービス業績情報報告を定義すべきであり、公的セクターが、財務的資源だけではなく財務以外の資源についても説明責任を果たすためにサービス業績情報が必要であるとするに暫定的に同意した。
- サービス業績情報として定義すべき用語としては「目的」、「業績指標」、「インプット」、「アウトプット」、「アウトカム」、「効率性指標」、「有効性指標」の7つで十分であり、若干の定義の修正をすればよいということに暫定的に合意した。次の会議では、CPに対するコメントに基づいた討議を継続する予定である。

6 IPSASとGFS（政府財政統計）報告ガイドライン

本プロジェクトは、IPSASと公的セクターの統計基準の調和化を進め、各国政府がIPSASと統計基準の双方に準拠した報告を行うことを容易にすることを目的とするものである。統計基準には世界共通のものとして、国際通貨基金（IMF）による政府財政統計（GFS）と国際連合による国民経済計算（SNA）があり、両者は整合している。IPSASBでは統計基準との調整に関わる文書として、既にIPSAS第22号「一般政府部門における財務情報の開示」を公表しているほか、2005年にIPSASと統計基準の相違に関する研究報告を公表している。この研究報告で示された提言の進捗状況を分析するとともに、そ

の後のIPSASの改訂やSNAの改訂（SNA2008）を踏まえた両者の差異の再分析を行っている。

前回の会議では、上記の差異分析の結果作成されたCP案をレビューして、構成・方向性・コンサルテーションする項目などについて大筋で合意したが、今回の会議では、引き続き、IPSASとGFSの差異を縮める機会を特定し、CP「IPSASとGFS報告ガイドライン」を承認した（2012年10月発行、コメント期限2013年3月）。

7 発生主義IPSASの初度適用

本プロジェクトは、現金主義・修正現金主義・修正発生主義・（IPSASと異なる）発生主義をベースとした会計基準から発生主義IPSASに移行しようとする公的セクター主体に関連する諸問題を取り扱う。これまでIPSASBでは、研究報告14号「発生主義会計への移行：政府と政府主体」（最終改訂：2011年1月）を策定することにより発生主義IPSASに移行する公的セクターを支援してきたが、発生主義IPSASを初度適用する際の会計基準は開発していなかった。

前回の会議では、公開草案の構成、比較情報・経過措置の取扱い等について討議したが、今回の会議では引き続き、比較情報の取扱いと具体的なIPSAS第1号からIPSAS第18号の経過措置の取扱いについて討議した。主な討議内容及び決定事項は、以下のとおりである。

- 最初のIPSAS財務諸表において期首財政状態計算書とIPSAS第1号で要求されている各種財務諸表を1会計期間分作成することを、

初めて発生主義IPSASを適用する主体に対して要求することに合意したが、最初のIPSAS財務諸表で予算と決算の比較情報を要求するかどうかについては、次回の会議で討議することとされた。

- 経過措置が妥当であるかについて評価するに当たっては質的特徴を用いるだけでなく、複雑さ、実務上の困難さや、公正な表示を達成するかどうかについて検討することとされた。

次回の会議では、今回の会議で討議されなかった会計基準の経過措置について討議するとともに、公開草案の草案について討議する予定である。

8 IPSAS第6号から第8号の改訂

IPSAS第6号から第8号は、連結及び個別財務諸表、関連法人に対する投資、ジョイント・ベンチャーに対する持分に関する会計基準であり、IFRS第10号から第12号、IAS第27号・第28号（改訂）などIFRSの最近の改訂に対応して改訂することが、2012年に開始するプロジェクトとして承認されている。

前回の会議から論点について討議を開始したが、今回の会議では支配の定義に関する財務報告基準と統計基準の比較と、IFRS第10号「連結財務諸表」をベースとした公開草案について討議した。主な討議内容及び決定事項は、以下のとおりである。

- 支配の定義については、引き続き、統一できる可能性と相違点について検討することとされた。
- IFRS第10号「連結財務諸表」をベースとした公開草案について

は、用語の検討を中心に進め、IFRS第10号のように、投資先に対するパワーについて議決権を強調するのは公的セクターでは適切ではないとされた。

今回の会議では、IFRS第11号「共同契約」とIFRS第12号「他の事業体への関与の開示」をベースとした公開草案の草案について討議する予定である。

（IPSASBボードメンバー 伊澤賢司）